

平成 27 年 2 月 18 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 松原、中尾

TEL : 03-3507-9222 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	サッポロプラス	サッポロビール株式会社	清涼飲料水	難消化性デキストリン (食物繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がり下さい。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかのゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	お食事の際に1缶(350ml)、1日1回を目安にお飲み下さい。	規格基準型特保	27.2.18	1518
2	ヘルシアモルトスタイル	花王株式会社	清涼飲料水	茶カテキン	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくなるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 体質や体調によっては、飲みすぎるとお腹のゆるくなる場合があります。	PET容器入り(350ml): 1本を目安にお飲みください。 缶容器入り(350ml): 1本を目安にお飲みください。	特保	27.2.18	1519